

平成30年

第2回市議会定例会 議案第19号

専決処分の報告について

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により，平成30年3月30日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法人」の後ろに「または病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の後ろに「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の後ろに「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の9第4号，第60条の10第5項および第60条の20の

3 中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」
に改める。

附 則

この条例は，平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。